

消防予第 172 号
平成14年6月11日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

消防用設備等の点検要領の全部改正について

従来、消防用設備等の点検要領については、「消防用設備等の点検の基準及び点検票の様式を定める告示の施行について」（昭和50年11月13日消防安第168号）の別紙として定められていましたが、平成14年3月12日付けで「消防法施行規則の規定に基づき消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」（昭和50年4月1日消防庁告示第3号）及び「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」（昭和50年10月16日消防庁告示第14号）がそれぞれ一部改正され、点検の種類統合等が図られたことに伴い、消防用設備等の点検要領を全部改正し、別添のとおりとすることとしました。

なお、これに伴い「消防用設備等の点検の期間、方法及び結果報告書の様式を定める告示について」（昭和50年4月10日消防安第39号）及び「消防用設備等の点検の基準及び点検票の様式を定める告示の施行について」（昭和50年11月13日消防安第168号）は廃止します。

貴職におかれてましては、この運用について、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

別添

消防用設備等の点検要領

- 第 1 消火器具
- 第 2 屋内消火栓設備
- 第 3 スプリンクラー設備
- 第 4 水噴霧消火設備
- 第 5 泡消火設備
- 第 6 不活性ガス消火設備
- 第 7 ハロゲン化物消火設備
- 第 8 粉末消火設備
- 第 9 屋外消火栓設備
- 第10 動力消防ポンプ設備
- 第11 自動火災報知設備
- 第11-2 ガス漏れ火災警報設備
- 第12 漏電火災警報器
- 第13 消防機関へ通報する火災報知設備
- 第14 非常警報器具及び設備
- 第15 避難器具
- 第16 誘導灯及び誘導標識
- 第17 消防用水
- 第18 排煙設備
- 第19 連結散水設備
- 第20 連結送水管
- 第21 非常コンセント設備
- 第22 無線通信補助設備
- 第23 非常電源（非常電源専用受電設備）
- 第24 非常電源（自家発電設備）
- 第25 非常電源（蓄電池設備）
- 第26 配線
- 第27 操作盤